

船舶事故調査報告書

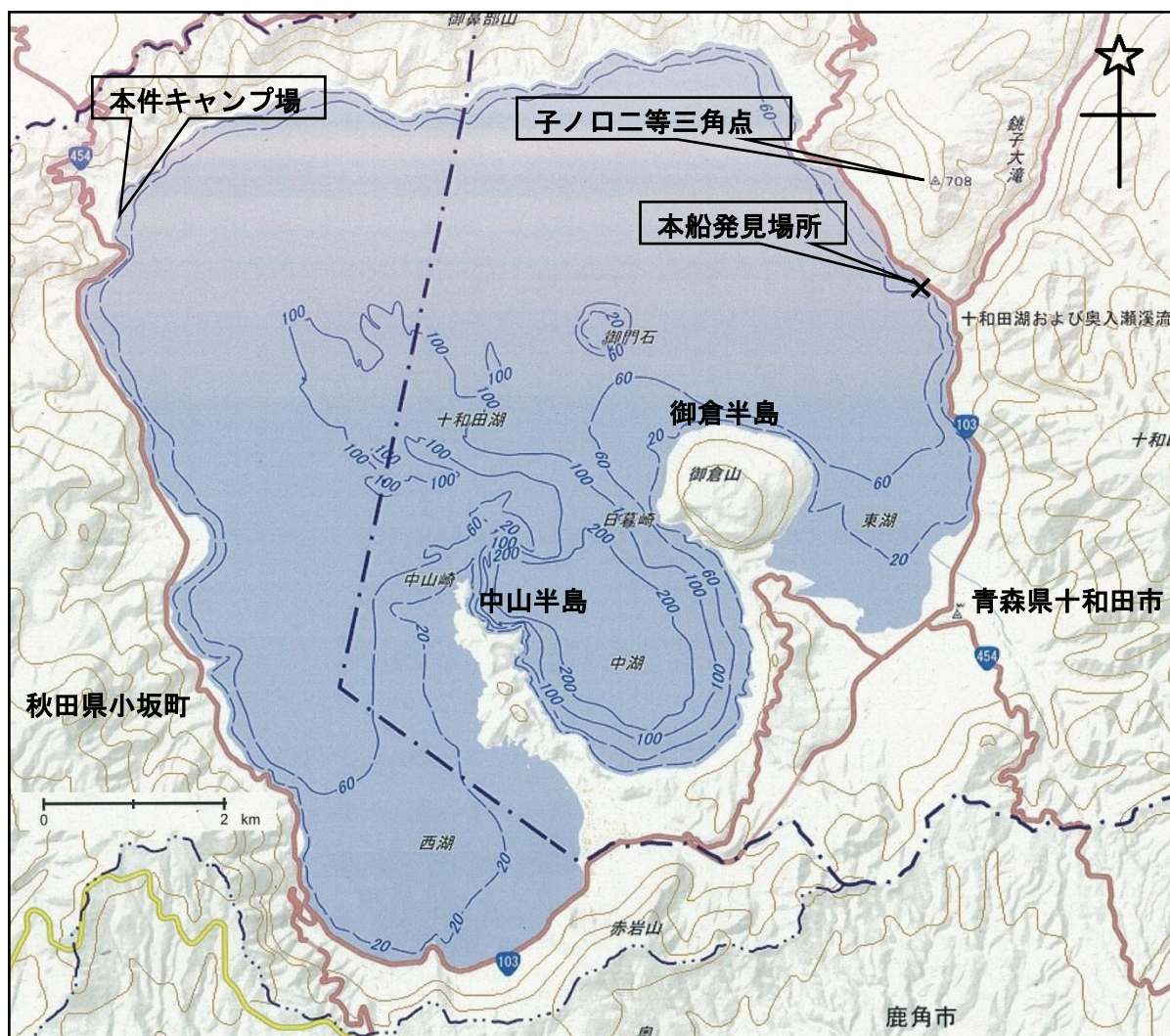
平成28年9月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成27年5月21日 夕刻～22日 13時15分ごろの間）
発生場所	不明（十和田湖）
事故の概要	プレジャーボート ^{こうよう} 光洋丸は、無人の状態で岩場に打ち上げられているところを発見され、船長が行方不明となった。
事故調査の経過	平成27年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明のため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 光洋丸、総トン数なし 212-09203 青森、個人所有 2.96m (Lr) × 1.34m × 0.56m、FRP ガソリン機関、5.9kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年9月14日 免許証交付日 平成25年12月16日 （平成31年9月13日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西～南西、風力 2～7 水象：波向 西、波高 約1m以上、水温 約7℃ 日出時刻：04時14分 本船発見場所の南南西方約6.8kmに位置する休屋地域気象観測所の5月22日04時00分～13時20分の観測値によれば、約2.0～8.9m/sの風が吹いており、この間の最大瞬間風速は約16.7m/sであった。 青森県十和田市には5月21日21時12分に、秋田県小坂町には5月22日04時26分に強風注意報がそれぞれ発表されており、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、平成27年5月21日昼過ぎごろ、船長が1人で乗り組

	み、十和田湖に面し、小坂町所在のキャンプ場（以下「本件キャンプ場」という。）内の棧橋を出発し、夕方ごろまでひめます釣りを行った後、同棧橋に係留された。 本件キャンプ場の管理人（以下「本件管理人」という。）は、２２日０５時３０分ごろに起床し、風が強かったので本件キャンプ場内の湖畔に向かったところ、棧橋に係留されていた本船がないことに気付き、船長が車中泊をしていた自動車にもいなかったのもので、船長がひめます釣りに行ったものと思った。 本件管理人は、十和田湖周辺では依然として風が強く、湖面に白波が立っている状況である上、本船がふだん早朝に出発した際に戻る時間になっても戻らないので、０９時００分過ぎから船長の携帯電話に複数回電話を掛けたが、呼出音が鳴るものの応答がないことに不安を感じ、１１時４３分ごろ付近の駐在所に本船が本件キャンプ場の棧橋から出発したまま戻らない旨を通報した。 本船は、本件管理人が所有するプレジャーボート、秋田県及び青森県の各警察、現地の消防等による捜索が行われ、１３時１５分ごろ、十和田市に所在する子ノ口二等三角点の南方１，０８０ｍ付近において、転覆した状態で船尾部が岩場に打ち上げられているところを発見された。 船長は、警察、消防等による捜索が３日間にわたって行われたが、発見されずに行方不明となった。 （付図１ 事故発生場所概略図 参照）
その他の事項	船長は、約２０年前から本船等をキャンプ場の棧橋に毎年５～７月の３か月間係留させ、ひめます釣りを行っており、５月２１日の昼過ぎごろ、本件キャンプ場に１人で来ていた。 本件キャンプ場には、本事故当時、船長の他にもひめます釣りをする目的の客が２人いたが、船長が本船で出発する状況を見た者はおらず、また、本事故当日は、風が強く波も高かったので、本船の他にひめます釣りで本件キャンプ場から出発した船はなかった。 本船は、発見された際、船尾部の船縁に欠損箇所があったものの、他船と衝突した痕跡等は認められなかった。 本船が発見された場所の南南東方に位置する遊覧船の発着棧橋付近で、浮遊している船長のクーラーボックス、帽子等が発見された。 船長の携帯電話は、自動車に置いていた毛布の中から発見された。 本件管理人は、本事故当時、ひめます釣りは十和田市の中山半島付近及び同市御倉半島の北側付近の水域での釣果が良く、船長から２１日の夕刻に両半島付近で釣りを行った旨を聞いたが、その際も船長にふだんと変わった様子はなかったと思った。 本件管理人は、船長の救命胴衣の着用状況については記憶がなかった。

	十和田湖を周遊する遊覧船は、強風と高波の影響で、２２日及び２３日の２日間にわたって全便が欠航していた。 本船は、航行上の条件として、日没から日出までの間の航行が禁止されていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 船長は、行方不明となった。 船長は、十和田湖湖畔において、５月２１日夕刻に本件管理人と会話をした後、２２日１３時１５分ごろ十和田湖北東部で無人の状態の本船が発見されていることから、この間において、本船で本件キャンプ場の栈橋を出発し、落水した可能性があると考えられる。 船長は、落水して行方不明となった可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。 船長の救命胴衣の着用状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が十和田湖の栈橋を出航後、船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 荒天の際は、出航を控えること。 ・ 防水型の携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院 電子国土Webシステム使用